

月夜野トータルケアステーションさくらんぼ重要事項説明書

令和6年6月1日

当事業所は、利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

事業所名	月夜野トータルケアステーションさくらんぼ
事業所の所在地	群馬県利根郡みなかみ町真庭 377-5
電話番号	0278-62-2001
代表者名	理事長 櫻井 明 管理者 大嶋 公葉
法人種類	医療法人

2. 事業の目的と運営方針

要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、療養上の世話、診察の補助、その他安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(1) 要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

(2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 要望及び苦情等の相談

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

担当窓口

電話番号 0278-62-2001 管理者 大嶋 公葉

対応時間 8時30分から17時30分

行政期間苦情受付先

「みなかみ町役場」

所在地 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318

電話番号 0278-62-2111

「群馬県国民健康保険団体連合会」

所在地 群馬県前橋市元総社町 335-8

電話番号 027-290-1323

4. 事業所の職員体制

管理者	1名
計画作成責任者	1名以上
オペレーター	1名以上
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要数
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	1名以上
訪問看護サービスを行う看護師等	2.5名以上

5. 営業日及び営業時間

営業日 365日

営業時間 24時間対応

ただし、利用申込の相談等の窓口受付日及び窓口受付時間は次のとおりです。

窓口受付日 月曜日～土曜日

窓口受付時間 午前8時30分から午後17時30分まで

6. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等の内容

(1) オペレーションサービス

あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行います。緊急の通報を受けて適切な対応を行います。

(2) 定期巡回サービス

利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って定期的にサービスを提供します。入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。

(3) 随時相談・訪問サービス

利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの連絡又は通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応を行います。

※通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。あらかじめご了承ください。

(5) 訪問看護サービス

主治医の指示に基づき、定期的に又は随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づいて随時、看護師等が利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

7. 利用料等の額

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護料(1割負担の場合)

要介護状態区分	訪問看護サービスを行わない場合		訪問看護サービスを行う場合	
	基本部分	通所利用減算	基本部分	通所利用減算
要介護1	5,446円/月	-62円/日	7,946円/月	-91円/日
要介護2	9,720円/月	-111円/日	12,413円/月	-141円/日
要介護3	16,140円/月	-184円/日	18,948円/月	-216円/日
要介護4	20,417円/月	-233円/日	23,358円/月	-266円/日
要介護5	24,692円/月	-281円/日	28,298円/月	-322円/日

※ただし、訪問看護サービスを准看護師が行った場合は、100分の98に相当する額となります。

加算・減算	内容	金額
通所利用減算	通所介護等を利用した場合	上記表の通り
同一建物減算Ⅰ・Ⅱ	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一建物に居住する利用者50人未満はⅠ、50人以上はⅡ	Ⅰ -600円/月 Ⅱ -900円/月
緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ	緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合	Ⅰ 325円/月 Ⅱ 315円/月
特別管理加算Ⅰ・Ⅱ	訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者	Ⅰ 500円/月 Ⅱ 250円/月
ターミナルケア加算	ターミナルケアを行った場合	2,500円/月
初期加算	利用を開始した日から起算して30日	30円/日
退院時共同指導加算	退院又は退所するに当たり、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合	600円/回
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画の見直しを行っており、地域の医療機関等に情報提供を行なっている場合	Ⅰ 1,200円/月 Ⅱ 800円/月
生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ	計画責任者が、リハビリテーション等を実施している医療提供施設の医師、療法士等の助言に基づき、計画を作成、サービス提供を実施した場合Ⅰ、医師、療法士等が居宅訪問に同行等し、共同したアセスメント結果に基づき、計画を作成、サービス提供を実施した場合Ⅱ	Ⅰ 100円/月 Ⅱ 200円/月
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	基準以上の職員を一定割合以上配置していることや、従業者ごとに研修計画を作成しての研修実施等サービスの質の向上に資するよう事業所の職員体制を強化している場合	Ⅰ 750円/月 Ⅱ 640円/月 Ⅲ 350円/月
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合、所定単数に各割合を乗じた数を加算	Ⅰ 24.5%/月 Ⅱ 22.4%/月 Ⅲ 18.2%/月 Ⅳ 14.5%/月

※サービスご利用時は要介護度、負担割合に応じた自己負担額をお支払いいただきます。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

※基本部分等に関しては月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合、日割り日額を乗じた利用料となります。

(2)その他の料金

・交通費については通常の事業の実施地域を越えた所から、片道1kmごとに50円いただきます。

・エンゼルケア(死後の処置)については(エンゼルケアセット5,100円、浴衣代3,100円込みにて)一式14,300円いただきます。

・ケアコール端末機の設置については無料になりますが、利用者の不注意で破損した場合は設置料実費相当をいただきます。また契約解除の際は端末機を引き上げる事とします。通信にかかる通信料(電話代)は、利用者負担となります。

・訪問の際、サービス提供するために使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者の負担とします。

8. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 損害賠償責任

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

10. 合鍵の管理及び紛失時の対処方法

サービスの提供に当たり利用者からあらかじめ合鍵を預かる場合には、厳重に管理し、従業員が持ち出す必要が生じた場合は管理者の許可を得て持ち出しを行います。万が一、利用者から預かった合鍵を紛失した場合には、利用者宅の鍵の交換等の措置を速やかに行います。

11. 虐待防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう努めます。

12. サービス利用の中止、終了

(1)利用者のご都合でサービスを中止、終了する場合

・利用者様の都合でサービスを中止、終了する場合には、希望日の7日前までに事業所に申し出てください。

(2)事業所の都合でサービスを中止、終了する場合

・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を中止、終了させていただく場合がございます。

(3)双方の通知等がなくても、自動的にサービスが中止、終了となる場合

・利用者が介護保険施設に入所した場合。

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。

(4)その他

・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず支払わない場合、または利用者やご家族等がサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

13. サービスの第三者評価の実施状況

当事業所は、事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っていません。

上記内容について、説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 氏名 _____ 印

上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

(関係 : _____)